

協和苑 通所介護及び第 1 号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

社会福祉法人三重高齢者福祉会

（趣旨）

第 1 条 本規程は、社会福祉法人三重高齢者福祉会が開設する協和苑通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業であって通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護等を提供することを趣旨とする。

（事業の目的）

第 2 条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 指定通所介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

2 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 協和苑デイサービス

所在地 松阪市上川町 3821 番 2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1 名（常勤専従）

管理者は通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員 3 名（常勤 3 名、うち 2 名介護職員兼務）

生活相談員は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。

（3）介護職員 11 名（常勤 9 名、うち 2 名生活相談員兼務）（非常勤 2 名）

介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

（4）看護職員 3 名（非常勤 3 名、うち 3 名機能訓練指導員兼務）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員 3名（非常勤3名のうち3名 看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

日曜日から土曜日までとする。ただし、原則として12月31日から1月1日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時15分から午後4時20分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は40名とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、松阪市及び多気郡多気町の区域とする。

（指定通所介護等の内容）

第8条 指定通所介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントによるプランに基づいてサービスを提供する。

(1) 生活指導、相談援助

(2) 入浴サービス

(3) 食事サービス

(4) 日常生活上の援助（食事、移動、排泄の介助等）

(5) 健康チェック

(6) アクティビティサービス（体操・レクリエーション等各種サービス）

(7) 個別機能訓練

(8) 栄養管理指導

(9) 口腔機能向上指導

(10) 送迎サービス

(11) その他のサービス（教養娯楽サービス、各種行事等）

（指定通所介護等の利用料その他の費用の額）

第9条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱で規定する額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割又は2割又は3割とする。ただし、次に掲げる費用については別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 1食につき620円

(2) 洗濯代 1回につき150円

(3) 特別行事費 実費

(4) オムツ代 実費

(5) 送迎費 10円／km

送迎費の対象地域は第7条に記した通常の事業の実施地域以外で、事業所から10Kmを越えた距離数に対して表記金額を徴収する。

2 前各号のほか、指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの実費

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名押印）を受ける。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第13条 指定通所介護等の提供中に、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）が生じた場合は、利用者の迅速なる避難誘導及び救出救護を行う。

2 前項の非常災害の発生時に迅速かつ適切な行動が出来るよう、必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた防災計画を作成し協力関係機関との連携で年間2回総合防災訓練等を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（3）虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

（4）前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する

調査に協力するよう努める。

(相談・苦情対応)

第 15 条 提供した指定通所介護等に関する利用者及びその家族からの相談、苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

5 指定通所介護等に関する記録を整備し、介護予防通所介護完結の日から 2 年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三重高齢者福祉会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

3 この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

4 この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規程は令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

6 この規程は令和 6 年 6 月 15 日から施行する。